

# 平成30年余市町議会第4回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
延 会 午後 1時36分

○招 集 年 月 日 余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫  
平成30年12月13日（木曜日）

○招 集 の 場 所  
余市町議事堂

○開 会  
平成30年12月13日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）  
余市町議会副議長 11番 白 川 栄美子  
余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二  
" 2番 吉 田 豊  
" 3番 辻 井 潤  
" 4番 岸 本 好 且  
" 5番 土 屋 美奈子  
" 7番 近 藤 徹 哉  
" 8番 吉 田 浩 一  
" 9番 佐 藤 一 夫  
" 10番 野 崎 奎 一  
" 12番 庄 巖 龍  
" 13番 安 久 莊一郎  
" 14番 大 物 翔  
" 15番 中 谷 栄 利  
" 16番 藤 野 博 三  
" 17番 茅 根 英 昭  
" 18番 溝 口 賢 誇

○出 席 者  
余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
副 町 長 細 山 俊 樹  
総 務 部 長 前 坂 伸 也  
総 務 課 長 須 貝 達 哉  
企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一  
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文  
財 政 課 長 高 橋 伸 明  
税 務 課 長 紺 谷 友 之  
民 生 部 長 須 藤 明 彦  
町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成  
高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実  
保 健 課 長 羽 生 満 広  
環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人  
経 済 部 長 久 保 宏  
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一  
商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨  
建 設 水 道 部 長 亀 尾 次 雄  
建 設 課 長 篠 原 道 憲  
まちづくり計画課長 千 葉 雅 樹  
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一  
水 道 課 長 渡 辺 郁 尚  
会計管理者（併）会計課長 山 本 金 五  
農業委員会事務局長 中 村 利 美  
教育委員会教育長 佐々木 隆  
教 育 部 長 小 俣 芳 則  
学 校 教 育 課 長 古 山 尚 志

○欠 席 議 員 （1名）

社会教育課長 奈良 論  
選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長 中 島 豊

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純  
書 記 細川 雄哉  
書 記 小林 宥斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 平成30年余市町議会第3回定例会  
付託 認定第 1号 平成29年度  
余市町水道事業会計決算認定について  
(平成29年度余市町水道事業会計  
決算特別委員会審査結果報告)
- 第 4 平成30年余市町議会第3回臨時会  
付託 認定第 1号 平成29年度  
余市町一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第 5 認定第 2号 平成29年度余市町  
介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 6 認定第 3号 平成29年度余市町  
国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 第 7 認定第 4号 平成29年度余市町  
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 第 8 認定第 5号 平成29年度余市町  
公共下水道特別会計歳入歳出決算認  
定について (以上5件、平成29年  
度余市町各会計決算特別委員会審査  
結果報告)
- 第 9 議案第 1号 平成30年度余市町

一般会計補正予算 (第8号)

- 第10 議案第 2号 平成30年度余市町  
介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第11 議案第 3号 平成30年度余市町  
国民健康保険特別会計補正予算 (第  
3号)
- 第12 議案第 4号 平成30年度余市町  
公共下水道特別会計補正予算 (第1  
号)
- 第13 議案第 5号 平成30年度余市町  
水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第 6号 余市町職員給与条例  
の一部を改正する条例案
- 第15 議案第13号 余市町議会議員の議  
員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例案
- 第16 議案第14号 余市町特別職の職員  
の給与及び旅費並びにその支給方法  
に関する条例及び余市町教育長の給  
与及び勤務時間等に関する条例の一  
部を改正する条例案

---

開 会 午前10時00分

○副議長(白川栄美子君) ただいまから平成30年  
余市町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、中井議長は病気入院中のため今期定例会  
について欠席の旨届け出がありましたことから、  
私が議長にかわって議事を統裁いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審  
査結果報告6件、議案14件、他に一般質問と議長  
の諸般報告です。

---

○副議長(白川栄美子君) 日程第1、会議録署

名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号2番、吉田議員、議席番号3番、辻井議員、議席番号4番、岸本議員、以上のとおり指名いたします。

---

○副議長（白川栄美子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 平成30年余市町議会第4回定例会開催に当たり、12月11日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、前坂総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案14件、一般質問は8名によります9件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より12月18日までの6日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

平成30年余市町議会第3回定例会付託にかかわる日程第3、認定第1号 平成29年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、平成29年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

平成30年余市町議会第3回臨時会付託にかかわる日程第4、認定第1号 平成29年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定

第2号 平成29年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 平成29年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 平成29年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 平成29年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、平成29年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第8号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第4号 平成30年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第5号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第6号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第13号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第16、議案第14号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決

しました。

日程第17、一般質問は、8名による9件です。

なお、今期定例会は、一般質問における一問一答方式の試行的導入に関する実施要綱に基づき、一問一答方式により実施いたします。

日程第18、議案第7号 余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第8号 公有水面埋立てについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第9号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第10号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第22、議案第11号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第23、議案第12号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

**○副議長（白川栄美子君）** ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から18日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から18日までの6日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

**○副議長（白川栄美子君）** 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る11月20日、後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する要望活動が実施され、お手元に配付の内容のとおり関係省庁、道内選出国會議員に要請しておりますので、ご報告いたします。

次に、去る11月21日、東京NHKホールにおいて第62回町村議会議長全国大会、あわせて第43回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、来賓として安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、伊達参議院議長、石田総務大臣、稲山地方創生総括官、加藤自由民主党総務会長、荒木全国町村会長、他に各地方選出国會議員を迎え、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等を採択されましたことをご報告申し上げます。なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般報告を終わります。

---

○副議長（白川栄美子君） 次に、平成30年第3回定例会において付託にかかわる日程第3、認定第1号 平成29年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

この際、平成29年度余市町水道事業会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○18番（溝口賢誇君） ただいま上程されました平成30年余市町議会第3回定例会において平成29年度余市町水道事業会計決算特別委員会設置付託にかかわる認定第1号 平成29年度余市町水道事業会計決算認定について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成30年9月28日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私溝口が、副委員長に野崎委員が選任されました。

実質審議につきましては、平成30年11月8日、1日間で審議を終えた次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。認定第1号 平成29年度余市町水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

○副議長（白川栄美子君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 平成29年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○副議長（白川栄美子君） 次に、平成30年第3回臨時会において付託にかかわる日程第4、認定第1号 平成29年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 平成29年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 平成29年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 平成29年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 平成29年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題といたします。

この際、平成29年度余市町各会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○15番（中谷栄利君） ただいま上程されました平成30年余市町議会第3回臨時会において、平成29年度余市町各会計決算特別委員会設置付託にかかわる認定5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成30年11月6日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私中谷が、副委員長に近藤委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員

の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、認定第1号 平成29年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成29年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成29年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成29年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成29年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

**○副議長（白川栄美子君）** 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするも

のです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成29年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第2号 平成29年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第3号 平成29年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 平成29年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成29年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○副議長(白川栄美子君) 日程第9、議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第8号)について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等

による人件費の整理と支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額、さらに私立保育園等の入園児童の増加等に伴う教育・保育給付費負担金の増額補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款におきます主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の増額、さらに社会保障・税番号制度の改正に係るシステム改修委託料の補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、灯油の高騰により家計負担の増している社会的支援の必要な方に対し、緊急的にその灯油購入費の一部を助成する経費の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、北後志の救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金の補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業補助金の補正計上を行ったものでございます。

教育費におきましては、各小中学校の燃料費等の増額補正計上を行ったものでございます。

公債費におきましては、借り入れ条件の確定等に伴う長期債償還元金の増額と長期債償還利子の減額補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源につきましては繰越金等に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額1億6,933万8,000円を既定予算に追加した予算総額は89億7,542万7,000円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算(第8号)について、その概要をご説明申し上げます。

が、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長(高橋伸明君) 議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第8号)。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,933万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億7,542万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5ページをお開き願います。中段でございます。歳出のうち各款、各目に計上の2節給料から4節共済費までにつきましては、人事院勧告並びに職員の人事異動に伴います経費の追加及び減額と負担率の変更に伴う共済費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきます。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額74万7,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5,104万4,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。4目財産管理費、補正額1,442万7,000円、25節積立金1,442万7,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金2万7,000円、公共施設建設整備

基金積立金60万2,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1,379万3,000円、図書整備基金積立金5,000円の計上でございます。

5目企画費、補正額2,508万円につきましては、ふるさと納税に係る経費として12節役務費28万円、13節委託料2,480万円の追加計上でございます。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正額321万7,000円につきましては、人件費の整理でございます。

2目賦課徴収費、補正額192万3,000円につきましては、地方税共通納税システム導入委託料の補正計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額282万8,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。13節委託料475万2,000円につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料の計上でございます。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額1万1,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査費、補正額80万1,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、補正額713万2,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,337万1,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。20節扶助費860万円につきましては、福祉灯油助成金の補正計上でございます。

6目心身障害者対策費、補正額3,925万8,000円、20節扶助費3,925万8,000円につきましては、支給決定の増による更生医療給付助成費1,719万



1,000円、障害福祉サービス費等給付費1,740万5,000円、障害児給付費466万2,000円の追加計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額6,074万1,000円、19節負担金補助及び交付金6,074万1,000円につきましては、給付対象者の増に伴う教育・保育給付費負担金5,982万1,000円、保育所広域入所市町村負担金92万円の追加計上でございます。

3目町立保育所費、補正額1,068万6,000円につきましては、人件費の整理でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額4,058万6,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。19節負担金補助及び交付金1,790万9,000円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

6目保健師設置費、補正額258万1,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額37万6,000円につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額814万1,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

2目農業総務費、補正額1,391万2,000円につきましては、人件費の整理でございます。

7目農村体験交流施設費、補正額3万円、18節備品購入費3万円につきましては、寄附に伴います備品購入費の計上でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、補正額625万2,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額229万3,000円につきましては、人件費の整理でございます。

2目商工振興費、補正額94万円、19節負担金補

助及び交付金94万円につきましては、中小企業振興事業補助金の計上でございます。

次のページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額79万6,000円につきましては、人件費の整理でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目冬期除雪対策費、補正額741万3,000円、2節給料から7節賃金までにつきましては、人件費の整理と除雪に係る超過勤務手当、賃金の追加計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額109万9,000円につきましては、人件費の整理でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額295万2,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。

11節需用費180万円につきましては、燃料費の追加計上でございます。18節備品購入費28万1,000円につきましては、寄附に伴います学校図書館用図書の計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額221万1,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。

11節需用費180万円につきましては、燃料費154万7,000円、修繕費25万3,000円の追加計上でございます。18節備品購入費23万1,000円につきましては、寄附に伴います学校図書館用図書の計上でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額355万3,000円につきましては、人件費の整理でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額80万7,000円、2目利子、補正額245万2,000円の減につきましては、利率見直し方式により借り入れした長期債のうち、本年度見直し分に係る償還元金の

増と利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。  
3ページをお開き願います。中段でございます。  
2、歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額189万5,000円、1節地方交付税189万5,000円につきましては、普通交付税の確定による計上でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、補正額332万5,000円、1節児童福祉負担金、補正額332万5,000円につきましては、私立保育所利用者負担金の計上でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額4,039万8,000円、2節児童福祉費国庫負担金2,077万円につきましては、歳出における教育・保育給付費負担金の増に伴う国庫負担金の計上でございます。4節身体障害者福祉施設費国庫負担金1,962万8,000円につきましては、歳出における更生医療給付助成費、障害福祉サービス費等給付費、障害児給付費の増加に伴う国庫負担金の計上でございます。

次のページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額475万2,000円、1節総務費国庫補助金475万2,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上でございます。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額2,380万円、2節児童福祉費道負担金1,398万7,000円、5節身体障害者福祉施設費道負担金981万3,000円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の増額計上でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額3,021万9,000円、1節総務費寄附金3,021万9,000円につきましては、1,213件の余市町ふるさと応援寄附金2,961万7,000円と公共施設建設整備寄附金といたしまして東京余市会様からの10万1,200円、国際ソロプチミスト余市様からの50万円

でございます。

3目教育費寄附金、補正額51万7,000円、1節教育費寄附金51万7,000円につきましては、小中学校図書館図書購入寄附金として余市桜庭和チャリティーライブ実行委員会様から1万1,200円、国際ソロプチミスト余市様から50万円、匿名を希望される方より図書館図書購入寄附金として5,000円でございます。

5目民生費寄附金、補正額2万7,000円、1節民生費寄附金2万7,000円につきましては、余市菊花同好会様からの社会福祉寄附金でございます。

6目農林水産業費寄附金、補正額3万円、1節農林水産業費寄附金3万円につきましては、農業振興寄附金といたしまして余市ロータリークラブ様からの3万円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

18款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額925万6,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金925万6,000円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う繰入金の計上でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5,314万3,000円、1節繰越金5,314万3,000円につきましては、必要となる一般財源の計上でございます。

21款町債、1項町債、5目臨時財政対策債、補正額197万6,000円、1節臨時財政対策債197万6,000円につきましては、発行可能額の確定に伴う臨時財政対策債の増額計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、臨時財政対策債、補正前限度額2億5,731万9,000円、補正後限度額2億5,929万5,000円。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○副議長（白川栄美子君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

**○14番（大物 翔君）** 私のほうからは、大きく分けて2件伺いたいと思います。

まず、1つ目が6ページのふるさと納税の委託料についてなのですが、この2,480万円の内訳はどうなっているのかなど。当然返礼品の物を調達するための費用とか、あるいは人件費などなどがあると思うのですが、その内訳を教えてください。

これに絡めて2つ目に、寄附に対する返礼品の比率、今総務省のほうでは3割以内とされていますけれども、今回のこの委託料については平均すると大体何%以内となっているのかなということ。

あと、同じ件で3つ目として、現在は町外の業者のほうに委託という形をお願いをしていると。去年の春からそうしているわけなのですが、宣伝広告ですとか、あるいは調達、発送という意味でいけば、我が町がこれから強化していく必要があると町長もおっしゃっていた2次、3次の分野に強くかかわってくると思うのですが、これはずっと町外の業者に委託をし続けるという考え方で今後もいこうとしているのか。今はまだ地元業者では担い切れないが、いずれは地元でこれを担っていただきたいのだという思いの中で、今回は委託という形で町外の業者にお金を渡すことになっているのか、その辺をまず教えてください。

2件目の部分、13ページの一番下、学校図書館の図書購入のことなのですが、各学校に何らかの基準でお金を振り分けていって、学校図書購入という形をしたと思うのですが、その

振り分けの基準というのはどうなっているのかなというのが1つ目と、これについての2つ目としてこれを行った結果、各学校の学校図書の充足率はどうなったのかを教えてください。

**○企画政策課長（笹山浩一君）** 14番、大物議員からのふるさと納税に関するご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

まず、1点目の返礼品、私どものほうで業務のほうを委託しておりますが、この内容につきましてはインターネットからの寄附の受け付け、希望する謝礼品の発注、寄附の申し込み完了、クレジット決済完了メール等の通知、書類の発送、謝礼品の選定及び掘り起こし、物品の在庫確認と確保、その他各種問い合わせやクレームへの対応ということを業務の中で執行してございます。

次に、2点目の寄附比率でございますが、こちらのほうは3割以内ということで確保してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**○総務部長（前坂伸也君）** 14番、大物議員の委託業者の関係について私のほうからご答弁させていただきます。

ご案内のとおり、平成29年度から私どもふるさと納税の制度の拡充ということで、町の情報発信とPRの充実といった部分を重点に置きまして、町外の委託業者のほうに委託をしているところでございます。それで、委託業者の選定に当たりましては、本町のふるさと納税に対する考え方、方針、これを十分業務として実施していただける業者ということで、今委託契約をしている業者と契約をしたところでございます。

そういった中で、町のPRと寄附者への謝礼として進呈しております特産品の開発等々に十分対応していただいているものと考えておりますが、今後永遠にこの委託業者に委託するのかといった部分については、現時点ではお答えすることはできませんが、今後ふるさと納税、地元のPR、特産品のPRも含めて、さらに充実した対応ができ

るのであれば、また違った選択肢もあろうかと思っております。

○学校教育課長（古山尚志君） 14番、大物議員の学校用図書の補正予算の関連についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の学校用図書の振り分け基準についてでございますが、今回いただきました寄附金をもとに、大規模校と小規模校に振り分けて予算計上のほうをさせていただいております。

2件目の各学校の充足率についてなのですが、申しわけございませんが、現在私のほうで平成29年の11月の調査の数字しか手元にはございませんが、その段階では町内各校合わせまして全体で66.01%の充足率になっておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○14番（大物 翔君） わかりました。

そうしたら、ふるさと納税のほうから改めて伺ってまいりますけれども、委託先に委託している業務内容についてはわかったのですけれども、基本的に請求書なりなんなりという形で、幾らかかりましたので、よろしく申し上げますという形でその委託先の業者さんのほうから金額請求があるかと思うのですけれども、このうち返礼品を調達するために幾らかかったのかなというのが1つ疑問だったので、教えてください。

2つ目の比率についてなのですが、3割以内でお願いしますというのはわかるのですけれども、その基準となるものというのは生産原価なのか、あるいは卸売価格なのか、小売価格なのか、どれを基準としているのかが正直わからないと。何でこんなことを聞くかという、どこのセクターで調達するかによってこの基準の価格が3割にいくか、いかないかというのがらっと変わってきてしまうのです。例えば従前余市町が自力でやっていたときは、小売店にお願いしていたと。ところが、この委託業者さんは、もう直接生産会社とかのほうから物を仕入れているとすれば、ずれ

が発生してしまうと。その辺の基準というのはいちやんとされているのかなというのが2つ目の疑問。場合によっては、既存の余市町内の小売業者さん、そこの競合関係というものが今後出てくるかもしれないなという心配があったので、伺います。

3つ目なのですが、去年の春からもう委託はかけているので、今さら聞くのもあれかとは思うのですけれども、恐らく私の推測では地元にある組織、団体では担うことができなかったから外部委託という形になったのだらうなというふうに推測はしているのですけれども、さきの決算委員会等々でも私述べましたけれども、振興公社というものも30年近く余市町にあるわけなのですけれども、ここは担うことができなかったのかなというのを改めて聞きたいのです。それもあって、さっき担える力がついてきたら町内の業者さんをお願いしていくことも視野に入っているのかということをあえて聞いたわけなのです。その辺をお願いします。

図書館についてなのですが、大規模校と小規模校に振り分けてという話だったので、これはそれぞれ幾らずつ振り分ける形になったのかなというのがわかれば教えてください。

充足率に関しては、去年の分しかデータがないのだという形だったので、残念ながらこれをほぼ100%達成できている学校というのは、日本全国見ても恐らくないはずなのです。何せ北海道の札幌市でも27、8年ごろでさえやと90%いっているかなというレベル。ただ、やっぱり本を読むという、文字を読むというのは非常に重要な教育要素でもございますので、この部分については鋭意頑張っていただきたいなと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○企画政策課長（笹山浩一君） 14番、大物議員からの再度のご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

1点目でございますが、こちらのほうの内訳につきましては、返礼品、この辺を基本といたしまして、あとは送料ですとか手数料、仕入れ額に対して手数料、その他JTBへの利益、そしてヤフーを利用しておりますので、ヤフーの手数料、そういった部分の内訳で構成してございます。

また、2点目の価格につきましては、小売価格ということで謝礼品として対応してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**○総務部長（前坂伸也君）** 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。私のほうからは、委託業者の関係でご答弁を申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたが、本町の魅力を十分に発信していただき、また確実に事務を行っていただけるといったことを考慮しまして、今現在委託をしている民間業者にお願いをしております。そういった中で具体的に振興公社というお名前が出ましたが、ご案内のとおり振興公社は余市町の産業発展、振興に期する団体でございます。可能性としては、ゼロかといいますとそこはゼロとは言えませんが、そういった部分で振興公社とも連携を図って、余市の製品のPRを継続して行えればこれは理想であると、このように考えております。

**○学校教育課長（古山尚志君）** 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の予算配分の内容につきましてですが、大規模校1校当たり7万7,000円、小規模校5万円ということで計上のほうをさせていただいております。

また、充足率につきましてですが、先ほど議員ご指摘のとおり、今後もさらなる充足率の向上に向けて進めてまいりたいと思っておりますが、平成30年度の当初予算の段階で、学校用図書の整備予算なのですが、小学校費、中学校費それぞれ前年度より10万円ずつ増額をさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**○14番（大物 翔君）** 図書館のほうはわかりました。

それで、最後に委託の考え方なのですが、もともと振興公社というのが今から30年近く前にできたときに、結局PRだとか商品開発だとか魅力発信だとか、今余市町がいろいろなところに委託をかけている業務を賄おうという野心を持ったすごく気概のある形で誕生しているのです、かつての定款とか設立経過の記録見ていると。ところが、いろいろあった結果、現状はその役割を担うことができずにいるという事態に陥ってしまっている。そうすると、創設者たちの思いというのはどこへいってしまうのだろうというのも1つあるし、また何で私がこの分野にこだわるかといいますと、現在我々が生きているこの社会の中で産業構造の力関係はどうなっているかという、例えば我々がふだん買い物をしているスーパーでいけば、大手の1番手と2番手、国内でいえば、もともとあそこはただの小売店だったのです。それが今は生産手段から物流まで全てを持つような形になっていった。2次産業が1次産業を押さえる形になっていっている、あるいは3次産業を押さえる形になっている。もしくは、実店舗を持たない形のケースでいけば、販売情報だとか動向だとか広告効果だとかそういう情報を一手に握ることで、3次産業が2次、1次を自分の影響下に組み込んでいくという寡占化が進んでいるわけなのです。どちらの分野から見てもやっぱりこの分野は育てていかなければいけないのだろうけれども、そこを外に任せ続けることが果たして長期的に見て余市のためになるのかということも今後は考えていかなければいけないと思うのです。一義的にはどうしても手に余ってしまったから、外に渡すというのはいいと思うのです。ただ、それをずっと続けてしまえば、そのノウハウが我々のもとにはたまらないということなのです、この地域には。とすると、いずれ我々が必死になって育て

ている最終的には6次まで持っていかうという分野が逆にそれ以上の力を持った町外の資本によって押さえ込まれてしまえば、せっかく我々が一生懸命頑張っているものが無に帰すおそれも今後出てきてしまうかもしれない。その辺の整理、検討は、やっぱり今後していくべきなのではないかなというふうに考えるのですが、再度答弁をいただいて終わりたいと思います。

**○副町長（細山俊樹君）** 14番、大物議員の再度のご質問に私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

ふるさと納税にかかわる委託業者選定の考え方ということでございます。この間もどの業者にお願ひするか決めて、さまざまな方と議論させていただいてきているところでございますが、今後につきましても町外業者を排除するという考えもございませんし、町内業者も今後育成も含めて話をしていかなければなりませんし、また町外の業者でも精力的に本町の産品PR、または商品開発等に取り組んでいただける業者であれば積極的に活用していく。それもノウハウの蓄積として大変大事なことだというふうに思っておりますので、今後これら各業者の選定については、関係者とも協議しながら進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

**○13番（安久莊一郎君）** それでは、私のほうからは、8ページの民生費の福祉灯油についてお尋ねしたいと思います。

この福祉灯油、これから冬を迎えて、特に所得の少ない方、厳冬期をどうやって乗り越えるかということで、この福祉灯油という制度が今回も導入されるというのは非常にいいことだと思うのです。それで、この対象世帯というのがまずどういう人が対象になるのかというのを示していただきたいと思います。

**○町民福祉課長（上村友成君）** 13番、安久議員からの福祉灯油の対象世帯についてのご質問に答

弁申し上げます。

余市町福祉灯油の助成につきましては、余市町福祉灯油助成事業実施要綱に基づいて実施されるものでございます。こちらで規定されます対象世帯につきましては、独居高齢者世帯、これは基準日において満70歳以上の単身世帯となっております。

続きまして、重度障害者世帯、これにつきましては生活保護受給を除く身体障害者福祉法に規定する手帳1級、または2級の交付を受けている方が属する世帯、あと療育手帳について障害程度Aの交付を受けている方が属する世帯、精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づきます障害等級が1級の交付を受けている方が属する世帯、それと余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づきまして重度心身障害者医療助成を受けている方が属する世帯。

3点目といたしまして、ひとり親世帯につきましては児童扶養手当法に規定する児童扶養手当を受給されている方が属する世帯、余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に規定いたしますひとり親家庭等医療助成費を受けている方が属する世帯という規定となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**○13番（安久莊一郎君）** 私は、特に高齢世帯についてお聞きしたいと思いますけれども、まず高齢世帯の対象が独居ということになっています。それから、今言われたように70歳以上と、この2つの条件を満たさないと福祉灯油が該当しないということなのですかけれども、この70歳と独居ということの根拠はどういうことなのですか。

**○町民福祉課長（上村友成君）** 13番、安久議員からの再度のご質問に答弁申し上げます。

高齢者世帯、70歳、独居というものに関しましての根拠というご質問でございます。こちらにつきましては、福祉灯油助成事業につきましては平成19年度から実施しているところでございますけ

れども、当時から周辺町村の福祉灯油の実施の実態等を調べまして、こういった70歳、独居高齢者世帯ということでの規定をさせていただきながら実施してまいりまして、これまでの実績等も勘案しながら、70歳、独居高齢者世帯ということで規定して実施しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○13番（安久莊一郎君） 70歳、独居ということについては、年金生活に大体入るとするのは65歳以上になると皆さん年金生活に入って、今残念ながら年金が非常に切り下げられているということで、裁判まで起きているわけです。そういう中で、年金生活というのは非常に苦しんでいるものですから、そして65歳から大体年金生活に入られるということですから、やっぱり65歳以上というものをひとつ考えるべきではないかなと思うのです。

それから、灯油を使う場合、世帯が一つの囲みというのか、くくりになるのではないかと思うのですけれども、だから独居ということではなくて、世帯全員が非課税の方、そういう世帯で65歳以上の方が含まれている世帯のところに該当させるというのがこれからの生活が苦しい中で、町として福祉灯油を導入したということで非常に英断だと思うのですけれども、それをもっと町民のために利用できるようにするというには65歳以上、それから独居というのを外して世帯が全員非課税とか、そういうことでやっている町村もあると思うのですけれども、ぜひそのことで考えていただきたいと思って、言及して終わります。どうですか、65歳以上、それから独居を外すという。

○町民福祉課長（上村友成君） 13番、安久議員からの再度のご質問に答弁申し上げます。

実施基準の拡大についてのご質問でございました。こちらにつきましては、現在要綱に基づいて実施しているところでございまして、70歳、独居高齢者世帯という形で実施してございます。今後

周辺町村の動向等を見ながら、検討課題とさせていただきますと考えてございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○2番（吉田 豊君） 5ページ、歳入の関係で、補正予算を調製するのに当たり197万6,000円の臨時財政対策債をまた発行するというので、合わせて2億5,929万円ぐらいになっているのけれども、これは歳入歳出で調整できなかったのか、財源。そこをまずお聞きします。

○財政課長（高橋伸明君） 2番、吉田議員の歳入における臨時財政対策債の補正についてご答弁申し上げます。

今回臨時財政対策債を予算計上させていただいた部分でございますが、ほかの部分で歳入歳出合わせられなかったのかという部分でございますが、結果といたしましては合わせられなくはないというのが現状でございます。ただ、今回補正計上させていただいた理由といたしましては、発行限度額が補正前に比べてふえたということで、これから借り入れの手続に入る段階におきまして議決をいただいております。限度額の補正を議決をいただいております。借り入れの手続として不備が出るということで今回補正をさせていただきます、借り入れの手続に入りたいと考えてございまして、今回補正させていただいたこととさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○2番（吉田 豊君） 借り入れ限度額は、当初予算の議決したので間に合うのでないのか。違う。どうしてもこれ借りなければだめだという理論はないのではないのか。繰越金残っているでしょう、まだ若干。だから、こういうような格好になってくれば、一般財源化するから経常収支比率は少しは楽になるのだけれども、ここまでしてここに財源、収入求める必要はないのではないかと、そう思わないですか。

○財政課長（高橋伸明君） 2番、吉田議員の再

度のご質問にご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、臨時財政対策債の場合、発行可能額を全て借り入れしなければならないということはないわけでございます。そういった中で、さきの決算委員会でもお話ありましたとおり、平成29年度からの繰越金も非常に減ったということで、非常に財政運営上厳しい状況ございます。そういった中で、臨時財政対策債につきましては、発行可能額を全て借り入れた上で財政運営を行いたいという意向を持ってございます。また、先ほどお話ありましたとおり、臨時財政対策債がふえますと経常収支比率の上でも若干数字としては数値が下がる要因となっておりでございます。これは議員おっしゃられるとおりでございます。

**○副議長（白川栄美子君）** 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決いた

しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時28分

**○副議長（白川栄美子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○副議長（白川栄美子君）** 日程第10、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○高齢者福祉課長（増田豊実君）** ただいま上程されました議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算の内容でございますが、歳出におきまして介護予防ケアプランの作成件数の増に伴う介護予防ケアマネジメント事業費の増額補正計上を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、国、道支出金等特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源につきましては繰越金に求めて、歳出との均衡を図ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,544万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。3、歳出、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額200万円、19節負担金補助及び交付金200万円につきましては、介護予防ケアプランの作成件数の増に伴う介護予防ケアマネジメント事業費の追加計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、3ページの上段をごらん願います。2、歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額50万円、1節現年度分50万円につきましては、歳出でご説明申し上げました地域支援事業費増に伴う国庫補助金の追加計上でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、補正額54万円、1節現年度分54万円につきましては、国庫補助金と同様に地域支援事業費増に伴う支払基金交付金の追加計上でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額25万円、1節現年度分25万円につきましては、国庫補助金と同様に地域支援事業費増に伴う道補助金の追加計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額71万円、1節繰越金71万円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上するものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○副議長（白川栄美子君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

**○副議長（白川栄美子君）** 日程第11、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○保健課長（羽生満広君）** ただいま上程されました議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算は、療養給付費等負担金並びに高額医療費共同事業負担金の精算による返還金の補正計上を行ったものであります。

また、歳入におきましては、一般被保険者に係る保険税により収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,709万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,156万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。3、歳出、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額3,709万9,000円、23節償還金利子及び割引料3,709万9,000円につきましては、国庫支出金過年度返還金及び道支出金過年度返還金に係る追加補正計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをごらん願います。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額3,709万9,000円、1節医療給付費分現年課税分913万9,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分258万7,000円、3節介護納付金分現年課税分73万3,000円、4節医療給付費分滞納繰越分1,730万1,000円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分432万円、6節介護納付金分滞納繰越分301万9,000円につきましては、国庫支出金過年度返還金及び道支出金過年度返還金に係る財源を国民健康保険税に求めたものでございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（白川栄美子君） 日程第12、議案第4号 平成30年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（庄木淳一君） ただいま上程されました議案第4号 平成30年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしまして、歳出におきましては人事院勧告に基づく給与改定等及び人事異動等に伴う人件費の整理と下水道受益者負担金の前納報奨金の増額、平成30年度分の消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによる増額、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上を行い、

あわせまして平成29年度建設事業費の国庫補助金返還金の補正計上を行うものであります。また、公債費におきましては、下水道事業債の借入れ利率の確定に伴う長期債償還利子の減額補正を行うものであります。

なお、補正に伴います財源の不足分につきましては、これを繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 平成30年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ944万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,814万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額475万6,000円、2節給料63万6,000円、3節職員手当54万8,000円、4節共済費15万8,000円につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等及び人事異動等に伴う人件費の整理であります。8節報償費8万円につきましては、平成30年度賦課下水道受益者負担金に係る5年分一括納付額が見込みより増加したことによる受益者負担金前納報償金の増額補正であります。27節公課費333万4,000円につきましては、平成30年度消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによる増額補正であります。

2目財産管理費、補正額1,145万9,000円、25節積立金1,145万9,000円につきましては、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上

でございます。

次のページをお開き願います。上段をごらん願います。2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額4万8,000円、23節償還金利子及び割引料4万8,000円につきましては、平成29年度の国庫補助対象経費の確定に伴う国庫補助金返還金の補正計上を行うものであります。

3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、平成29年度借入れの公共下水道事業債の借入れ利率確定に伴う財源の組みかえを行うものであります。

2目利子、補正額681万6,000円の減、23節償還金利子及び割引料681万6,000円の減につきましては、平成29年度借入れの公共下水道事業債の借入れ利率確定に伴う長期債償還利子の減額補正をいたしたものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をごらん願います。2、歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額944万7,000円、1節繰越金944万7,000円につきましては、補正に伴います財源を繰越金に求めるものであります。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成30年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

---

再開 午後1時00分

○副議長(白川栄美子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長(白川栄美子君) 日程第13、議案第5号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(渡辺郁尚君) ただいま上程されました議案第5号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、資本的支出、第1項建設改良費において予算措置しております配水設備改良費の増額補正でございます。本年11月7日に美園町14番地先の町道旧美園線において配水管の漏水事故が発生し、緊急修繕にて復旧いたしました。当該配水管路につきましては昭和50年から51年に布設されたもので、老朽化及び腐食が著しく、早期の布設がえが必要と判断し、所要の増額措置を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条 平成30年度余市町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目、4、主要な建設改良事業、ア、配水管整備事業、既決予定量2億1,663万5,000円、補正予定量870万円、計2億2,533万5,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額3億1,174万3,000円、補正予定額870万円、計3億2,044万3,000円。

第4項企業債、既決予定額2億5,030万円、補正予定額870万円、計2億5,900万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額5億6,748万6,000円、補正予定額870万円、計5億7,618万6,000円。

第1項建設改良費、既決予定額2億5,677万5,000円、補正予定額870万円、計2億6,547万5,000円。

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額1億7,430万円、補正後限度額1億8,300万円。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、平成30年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページでございます。平成30年度余市町水道事業会計予算実施計画、資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、補正額870万円、4項企業債、補正額870万円、1目企業債870万円につきましては、配水設備改良費の財源を企業債に求める増額補正計上でございます。

支出、1款資本的支出、補正額870万円、1項建

設改良費、補正額870万円、2目配水設備改良費、870万円につきましては、町道旧美園線の配水管布設がえを行うための増額補正計上でございます。

以上、議案第5号について提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 確認含めて幾つか伺いたいのですが、今回870万円企業債にて調達するという事なのですが、この企業債の償還年度は要は何十年債なのかということが1つ目と、償還が完了するまでの間に発生する利息は全て合わせて幾らになるのかということと、この企業債は繰上償還は可能なのかということ、そして金利についてはこれは発行時点での固定金利という扱いになるのか、あるいは景況による変動金利なのかということが1つと、最後にもう一つ、今回の対象になっている管の取りかえ、これと同年度、もしくはこれより前の年度に布設されてまだ手をつけられていない管というのは、総延長どのくらいあるのかというのをあわせてお願いいたします。

○水道課長（渡辺郁尚君） 14番、大物議員からのご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目、今回財源を企業債に求めますが、これについての償還年限は40年となっております。

利息の関係でございますが、企業債の利息につきましては借入れ後の決定となりますが、当初予算の中では利率については5%以内、平成29年度の実績では0.8%程度となっておりますので、1%前後を見込んでいただいております。また、この起債に関しましては、現在の制度では繰上償還の制度としては対象にはなってございません。

それから、町内のそのほかの経年管の状況でございますが、平成29年度末におきます管の布設後40年以上を経過している管路につきましては、余市町内に159キロメートルあるうち1万2,728メートルが40年を経過した管路の状況となっております。

○14番（大物 翔君） 最近利息、金利というのがほぼ下と、国債に至ってはマイナスの場合もあるという極めて低い金利状況ではあるのですが、起債かけた後に利率が決まるものだから、今は何とも言えぬのだよという話なのですが、この1年間の傾向で見ていると、この金利は下がる傾向にあると読めるのでしょうか、それとも若干上がるのではないかと。おおむね1%以内とはいえ、何せ償還が40年もかかるわけですから、その金額たるやという部分が出てくるものだからというのと、約1万メートル前後現状埋まっているままの管があると。その分は順次取りかえていくと思うのですが、今後企業債とかで資金を確保して布設をして、それを返済するというサイクルを繰り返すのですけれども、今回どういうケースでここが緊急修繕かけねばならなくなったかはわからないのですが、今後こういう事態というのは大いに発生するおそれが十分あり得るという前提で今考えていらっしゃるのかどうか、その辺再度伺います。

○水道課長（渡辺郁尚君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

まず、企業債の金利の見込みでございますが、平成28年度におきましては金利については0.8%、平成29年度におきましては金利については0.7%というふうになってございます。今後の見込みといたしましては、平成30年度、今年度の金利につきましても1%以内程度という部分について見込みを立てているところでございます。

また、経年管、布設後老朽化した配水管等の布設がえの計画にかかわるご質問でございます。本

町40年以上経過している管が1万2,728メートルあるというふうにご答弁を申し上げましたが、これらの部分の多くにつきましては主に国道5号線、国道229号線というところの主要国道に布設されています本町のメインの水道管となっておりまして、こちらにつきましては、耐震化計画というのを策定してございまして、その中で優先的に布設がえを行っていくというふうに、老朽管をまずは優先的に耐震化を含めて更新していくという計画となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○副議長（白川栄美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（白川栄美子君） 日程第14、議案第6号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（須貝達哉君） ただいま上程されました議案第6号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じた形で措置することを基本としておりますが、平成30年8月10日の平成30年人事院勧告に基づきまして、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月30日に公布されましたことから、本町職員におきましてもこのたびの法律改正に準じまして、余市町職員給与条例の一部改正を行おうとするものでございます。

平成30年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の主な内容といたしましては、俸給表につきましては国家公務員の月例給が民間給与を0.16%、金額にいたしまして655円下回っていることから、月例給の改定については初任給で民間との間に差があることを踏まえ、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定とし、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定する内容で、平均改定率は0.2%となっております。

さらに、宿日直手当でございますが、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ所要の改定を行うこととなっております、通常の宿日直勤務は4,200円から4,400円に引き上げる内容となっております。これらの実施時期につきましては、平成30年4月1日となっております。

次に、期末、勤勉手当でございますが、年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月とし、引き上げ分は勤勉手当に割り振ることとし、本年度につきましては12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降におきましては6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるよう配分、期末手当について

は12月期を0.075月削減し、6月期に上乘せする形で6月期、12月期それぞれ均等となるよう改正されたところでございます。

次に、時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額でございますが、労働基準法に準じ時間外勤務手当の算定基礎に寒冷地手当を含めるべく、関係条例の改正を行おうとするものでございます。

以上が平成30年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定及び時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額についての概要でございます。本町職員に対する給与改正につきましても国に準じ同様の措置を行うとともに、時間外勤務手当等の算出につきましては法に遵守して実施すべく、余市町職員給与条例の一部改正についてご提案を申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例の一部を改正する条例。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条中「地域手当の月額」の次に「並びに寒冷地手当の月額」を加える。

第17条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に、「2万1,000円」を「2万2,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の90.0」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第16条の改定は、時間外勤務手当等の算出基礎額に寒冷地手当を含めるものであります。

第17条の改定につきましては、宿日直手当の改正で、宿日直勤務の内容に応じて200円から1,000円の幅で引き上げを行うものでございます。

第21条第2項第1号及び第2号の改正は、勤勉手当の改正で、直近1年間の民間のボーナスの支給実績と公務の年間の支給月数を比較し、一般職の職員、再任用職員それぞれ0.05月分引き上げるもので、平成30年度分につきましては12月期に配分をするものでございます。

別表1を次のように改める。

別表1の改正につきましては、平成30年4月1日に遡及適用となる給料引き上げの給料表でございます。初任給で1,500円、若年層も1,000円程度、その他は400円程度の引き上げとなるものでございます。これにつきましては、給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきたいと存じます。

ページを3枚おめくりいただきたいと存じます。

第2条 余市町職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

この改正は、期末手当及び勤勉手当の改正で、勤勉手当につきましては先ほど第1条で平成30年度の12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げる改正をご提案しておりますが、平成31年度からは6月期と12月期に0.025月分ずつ配分するもので、期末手当につきましては民間において6月期と12月期

の支給割合に差がないことから、12月期を0.075月削減し、6月期に上乘せすることで6月期、12月期ともに1.3とする内容でございます。

#### 附則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の余市町職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第21条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

3 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の余市町職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が定める。

##### (適用日前の異動者の号俸等の調整)

4 適用日の前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

##### (職員が受けていた号俸等の基礎)

5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の給与条例及び余市町職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年余市町規則第11号）の規定に従って定められ

たものでなければならない。

##### (給与の内払)

6 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (規則への委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上、議案第6号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） これは、私の心配事も含めたという感覚でお聞きいただきたいのですが、時間も時間外手当などのそういうところも今回変わっていくということなのですが、毎度毎度申し上げていることなのですが、ちゃんとみんな終業時間に帰れるように仕事できているかなという心配があるのです。私も残業、残業という中で昔働いていた経験あるものですから、幾ら超過勤務手当などを払うこと、払ってなければそもそも問題なのだけれども、あったとしても、その分やっぱり人間に負荷ってかかり続けていくものなのです。そうなると、翌日出てきたときのその人の仕事の効率って絶対下がるものなのです。だから、もし現状やむを得なくて残業を前提とした仕事状態になってしまっているのか、あるいはやむを得ず一時的にするという状態なのか、その辺の見きわめはちゃんとできているとは思いますが、その辺お願



いします。

○総務課長（須貝達哉君） 14番、大物議員からの超過勤務の関係についてのご質問について私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

職員につきましては、それぞれの部署において業務量に応じて適正配置に努めているところがございますけれども、その業務によってはいろいろなイベントがあったりですとか災害があったり、あるいは特定の何か忙しい業務が出てきたりといったことで、必ずしも残業がない体制というのは現実的には難しいのかなというふうに思っておりますけれども、今後におきましても適正配置に努めて、そういった残業は極力削減できるような形で努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（白川栄美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されま

した。

---

○副議長（白川栄美子君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第15、議案第13号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第16、議案第14号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第15ないし日程第16を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（須貝達哉君） ただいま一括上程になりました議案第13号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第14号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の人事院勧告に基づく給与改定におきましては、平成30年度における一般職の12月期に支給されます勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げる改正がなされ、次年度以降の措置といたしまして6月期と12月期の勤勉手当が均等となるよう配分、期末手当については12月期を0.075月削減し、6月期に上乘せすることで均等になるよう改正されたことに伴いまして、一般職同様に議会議員を初め本町の特別職等におきましても平成30年12月期分の期末手当につきまして0.05月分引き上げ、次年度以降における支給率の配分見直しを行うものであります。

以下、議案を朗読申し上げます。

初めに、議案第13号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読申し上げます。

議案第13号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、基準日が6月1日の場合にあっては100分の212.5、12月1日の場合にあっては100分の222.5」を「100分の220」に改める。

これにつきましては、議会議員の期末手当を0.05月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等にする規定でございます。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 平成30年12月に支給する期末手当に限り、改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中「100分の220」とあるのは、「100分の227.5」とする。

附則第2項につきましては、議会議員の期末手当を平成30年12月期に限り現行から0.05月分引き上げる規定でございます。

続きまして、議案第14号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する

条例の一部を改正する条例案を朗読申し上げます。

議案第14号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、基準日が6月1日の場合にあっては100分の212.5、12月1日の場合にあっては100分の222.5」を「100分の220」に改める。

これにつきましては、町長及び副町長の期末手当を0.05月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等にする規定でございます。

（余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、基準日が6月1日の場合にあっては100分の212.5、12月1日の場合にあっては100分の222.5」を「100分の220」に改める。

これにつきましては、教育長の期末手当を0.05月分引き上げ、6月期、12月期の支給率を均等にする規定でございます。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 平成30年12月に支給する期末手当に限り、第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例第2条第5項中「100分の220」とあるのは、「100分の227.5」とする。

3 平成30年12月に支給する期末手当に限り、第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第5項中「100分の220」とあるのは、「100分の227.5」とする。

附則第2項につきましては町長及び副町長の、附則第3項につきましては教育長の期末手当を平成30年12月期に限り現行から0.05月分引き上げる規定でございます。

以上、一括上程されました議案第13号及び議案第14号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(白川栄美子君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第13号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたい  
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決ま  
しました。

なお、明14日は会議規則第8条の規定に基づき、  
午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時36分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            6番    中    井    寿    夫

余市町議会副議長        11番   白    川    栄美子

余市町議会議員           2番    吉    田            豊

余市町議会議員           3番    辻    井            潤

余市町議会議員           4番    岸    本    好    且